千曲市監査委員公表 第4号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、千曲市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成 29 年 12 月 28 日

千曲市監査委員 飯 島 仁 一

同 小山嘉一

措置の通知書

平成 28 年度定期監査(平成 29 年 2 月 6 日監第 61 号)分

指摘事項	指摘事項の内容	指摘事項に対す	する措置内容等 しょうしん
(個別事項)	新たに農地を取得しようとする	平成 29 年 11 月 28 日開催の農業	
3. 農地取得にか	場合には、農地法第3条の規定に基	委員会定例総会において下限面積	
かる下限面積の引	づき、農業委員会の許可を受ける	の見直しについて審議し、次のとお	
き下げについて	必要があり、千曲市では、その下	り設定しました。	
	限面積を30a(旧稲荷山町は2		
	O a)と定めている。	1. 下限面積の設定	
	しかしながら、農業の担い手不	農振農用地区	207. 4.
	足が深刻な状況の中で、年金生活	域内農地	30アール
	者や千曲市への移住希望者等の多	農振農用地区	17 1
	様な人が参入でき、かつ、小規模	域外農地	4アール
	でも農地が取得できるよう下限面	2. 下限面積の適用年月日 平成 30 年 1 月 1 日から適用する。 (農業委員会)	
	積の引き下げをすることにより、		
	移住者等の就農促進と耕作放棄地		
	の解消を図ることは緊急の課題で		
	ある。		